

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 10 日から同年 11 月 29 日まで  
② 昭和 22 年 11 月 29 日から 23 年 5 月ごろまで

私のA株式会社B事業所における厚生年金保険の記録は、昭和 22 年 4 月 10 日から同年 11 月 29 日までの期間しかない上、22 年 12 月 19 日に脱退手当金が支給された記録となっているとの回答を年金事務所からもらった。しかし、私は脱退手当金という制度を知らなかったし、受給もしていない。また、私の父も同社B事業所に勤務していて、23 年 5 月ごろと一緒に退職したと記憶しているため、脱退手当金が支給された記録になっていること、資格喪失日が 22 年 11 月 29 日となっていることについて納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の前後 100 人中、オンライン記録で確認できる 89 人の中で、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者は 43 人、この中で脱退手当金の受給資格がある者は 8 人、脱退手当金の支給記録が確認できる者は一人であり、脱退手当金の受給資格がある 8 人の中で聴取できた一人は、「退職時に会社から脱退手当金について説明を受けた記憶は無い。」と証言していることから、事業主による代理請求が行われていたことはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の二つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求とな

っており、申立人がA株式会社B事業所での被保険者期間より長い44か月の被保険者期間について失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、「昭和22年11月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっているが、私が父と一緒に退職したのは23年5月ごろである。」と主張している。

しかし、申立期間②当時、A株式会社B事業所に勤務していた複数の元社員へ照会したが、申立人及びその父の氏名を記憶している者はおらず、申立人が同僚として記憶する一人については、連絡先不明のため、この者から申立期間②の勤務実態等について確認することができない。

また、A株式会社では、「当社では、申立期間②当時の資料は保管していないため、詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に勤務し、同じ時期に退社したとする申立人の父のA株式会社B事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人の資格喪失日の記録と同日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 34 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 11 月 1 日から株式会社Aに継続して勤務し、その間、給与が減額されたことなどなかったが、申立期間の標準報酬月額が 34 万円から 6 万 8,000 円に引き下げられていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定において 34 万円から最低等級の 6 万 8,000 円（報酬月額は、3 万 4,000 円）に改定され、63 年 10 月 1 日の定時決定において 38 万円に改定されている。

しかしながら、株式会社Aの事業主は、「当時の資料は残っていないが、申立期間当時、会社の経営状況に変動は無く、申立人の標準報酬月額を減額する届出を社会保険事務所に行ったことはない。」と証言している上、同社の取締役は、「厚生年金保険料の滞納は無く、申立人の標準報酬月額を減額する届出を行うことはなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、株式会社Aに係る昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定において、148 人の厚生年金保険被保険者のうち、従前の標準報酬月額と比較して、同額の者が 62 人、増額している者が 73 人いる一方で、減額となっている者は申立人を含め 13 人いることが確認できるが、申立人のように大幅に減額している者はみられない。

さらに、事業主及び年金事務所のいずれにおいても上記定時決定に係る届出内容を確認できる資料は無いが、年金事務所では、「定時決定等の届出に

において、申立人のように、報酬月額が標準報酬月額表の最低等級となっていることが確認された場合、調査を行うこととされていたが、調査が行われたことが確認できない上、当事務所において、標準報酬月額の入力時に34万円と入力すべきところを誤って3万4,000円と入力し、その結果、申立人の標準報酬月額が、申立期間当時において標準報酬月額の最低等級である6万8,000円として処理された可能性も否定できない。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間の標準報酬月額を34万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月1日から56年10月1日まで

私は、申立期間においてA株式会社B営業所に継続して勤務し、仕事内容に変化も無く、給与が減額されたこともなかったが、申立期間の標準報酬月額が26万円から20万円に引き下げられていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和54年8月の随時改定において26万円、55年8月の随時改定において20万円（申立期間の標準報酬月額）、56年10月の定時決定において32万円に改定されている。

しかしながら、A株式会社が保管する人事記録から、申立人は、申立期間前の昭和54年4月1日、55年4月1日及び申立期間内の56年4月1日において、本給及び職務給基本給が定期昇給していることが確認できる。

また、同社B営業所における当時の上司は、「申立期間において、申立人が休職したことはなく、申立人を含めて給与が減額された部下は一人もいなかった。」と証言し、同社B営業所における同僚二人は、「申立人は申立期間において仕事内容に変化は無く、長期間休職したこともなかったため、給与が減額されるようなことはなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A株式会社B営業所に勤務していた6人及び申立人と同期入社した8人について、標準報酬月額が減額されている者はおらず、上記同期入社した同僚のうち、申立期間の前後における標準報酬月額が申立人と同額（前が26万円、後が32万円）である二人は、昭和55年8月の随時改定における標準報酬月額が30万円となっている。

ことが確認できることから、事業主が申立人の同年8月の随時改定において、標準報酬月額が20万円に相当する報酬月額を届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間及び46年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで  
② 昭和46年1月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、年に何回か自宅に近所の集金の女性が来て、納付書に押印していた記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和44年4月8日であり、申立人よりも前に払い出された任意加入者の資格取得日の日付から、申立人の国民年金加入手続は、44年10月1日以降に行われたことが確認でき、その時点で、41年4月2日まで遡及して資格取得が行われたことが確認できることから、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入しておらず、集金人に申立期間①の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち昭和41年4月から42年6月までの期間の国民年金保険料は納付の時効であり、42年7月から44年3月までの期間の保険料は過年度保険料として納付可能であったが、過年度保険料を集金人に納付することはで



きない上、ほかに過年度保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、「集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張するところ、二人の国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間②直後の昭和 47 年度及び 48 年度の保険料については、夫婦二人とも同じ期間の 6 か月分を 4 回まとめて納付し、そのうちの 2 回分は二人とも過年度納付とされていることが確認でき、集金人は過年度保険料を集金しないため、保険料すべてを集金人に納付していたわけではないことがうかがわれる。

また、申立期間②については、申立人の夫も未納となっていることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金保険料は妻が納付していた。年に何回か自宅に近所の集金の女性が来て、納付書に押印していた記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「妻が集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間直後の昭和 47 年度及び 48 年度の保険料については、夫婦二人とも同じ期間の 6 か月分を 4 回まとめて納付し、そのうちの 2 回分は二人とも過年度納付とされていることが確認でき、集金人は過年度保険料を集金しないことから、保険料すべてを集金人に納付していたわけではないことがうかがわれる。

また、申立期間については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻も未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年10月までの期間及び3年6月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年10月まで  
② 平成3年6月から4年4月まで

申立期間の追納保険料については、妻が、平成元年4月から2年3月までの私の追納保険料を社会保険事務所（当時）の窓口で納付した際（平成9年9月25日）に、担当職員から申立期間の追納が可能であることを教えてもらい、同年12月5日に窓口で追納したはずである。

その際の領収書は保存していないが、納付した金額についてのメモ書きが残っている。

申立期間について国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「平成9年9月25日に、夫の平成元年4月から2年3月までの期間の申請免除承認期間の国民年金保険料を、社会保険事務所の窓口で追納した。その際、夫について、さらに追納が可能な申請免除承認期間及び保険料の金額を教えてもらい、9年12月5日に20万円程度を持参して、社会保険事務所の窓口で申立期間の保険料を追納した。」としている。

また、申立人の妻が所持する、平成9年9月25日に夫の保険料を追納した際に社会保険事務所の窓口を持参した追納勧奨状に、その時点における夫の納付可能な追納保険料の期間及び保険料の金額がメモとして残されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の妻は、「平成9年12月5日に保険料を追納したことは、同日付けで預金口座から10万円を引き出していることから確認できる。」と述べているが、当該金額は追納したと主張する20万円と符合し

ておらず、この主張に基づき同日に保険料を追納したと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成3年6月から4年3月までについては、申立人の妻も申請免除承認期間となっており、社会保険事務所では、申立期間についての追納勧奨状を平成10年度にも送付していたことから、仮に、申立人の妻が申立期間の保険料を追納したにもかかわらず、夫婦二人について、追納勧奨状を受け取りながら何らの対応もしていないことは不自然である。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の追納に関与しておらず、申立人の妻が保険料を追納したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで  
年金加入記録回答票において、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、申立期間当時は所得も少なく、夫が免除申請の手続を行っていたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「申立期間の申請免除については、年度末の平成8年3月末に、夫婦二人分の手続を行った。」と述べているところ、制度上、免除の期間は、月を単位として免除申請のあった日の属する月の前月から、免除申請のあった日の属する年度の末月までとされており、8年3月に免除申請を行った場合に免除申請が可能な期間は、申立期間のうち同年2月及び同年3月の2か月となる。

また、免除申請は、世帯単位の所得で承認の可否が判断されるため、世帯同一の納付記録となるのが一般的であるところ、申立期間は、申立人の夫についても申請免除承認期間ではなく、未納期間となっていることが確認でき、記録に不自然さはみられない。

さらに、申立期間について、申請免除が承認されたことを示す関連資料は無く、承認されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 812 (事案 250 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 4 日から 37 年 7 月 26 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

年金記録によると、私は、株式会社AとB株式会社での厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を受給したこととなっているが、当時、私はそのような制度について知識は無く、退職時に会社の事務担当者から説明を受けた記憶も無い。

申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

なお、この申立てについては、先般、秋田委員会から年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受け取っているが、どうしても納得できないため、再調査を申立てるものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する表示(「脱退手当金 42. 4. 8」)が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年4月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人がB株式会社を退職した後に、家事手伝いを依頼した女性から聴取してほしいとの主張に基づき調査を行ったが、当該女性からは申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言

等は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月 12 日から 50 年 5 月 11 日まで  
② 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 6 月 4 日から 52 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 52 年 6 月 17 日から 53 年 4 月 11 日まで

私は、A株式会社に4回出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入記録は2回目の一部である昭和50年6月3日から51年1月31日までの期間しかない。

会社からもらった感謝状や表彰状があり、その中には昭和49年11月入社との記載もある。申立期間①から④までについて、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間①から④までについてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が同じ出稼ぎ労働者であったと記憶する同僚3人についても、A株式会社での厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、A株式会社では、「当社が加入するB企業年金基金の記録を確認したが、申立期間①から④までの申立人の加入記録は無かった。」、「正社員は厚生年金保険に加入させていたが、出稼ぎ労働者は加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、A株式会社において、申立期間②を含む昭和50年6月3日から51年4月30日までの雇用保険に加入している期間のうち、50年6月3日から51年1月31日までの期間について、厚生年金保険及びB企業年金基金に加入していることが確認できるが、同社の元人事担当者は、「B



企業年金基金から正社員以外の者が基金に加入しているとの指摘を受けて調査した結果、申立人が正社員ではないことが判明したため、その時点（51年1月31日）で厚生年金保険及び基金の資格喪失手続きを行い、給与からの保険料控除もやめたものと考えられる。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 4 月 26 日まで  
② 昭和 48 年 10 月 30 日から 49 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 47 年と 48 年の 2 回、A株式会社B事業所に出稼ぎ労働者として勤務した。給料明細書等はないが、当時、仕事の現場などで撮った写真がある。厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する写真から、申立人は、申立期間①及び②についてA株式会社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が同じ出稼ぎ労働者であったと記憶する3人についてもA株式会社B事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの一人は、「私も出稼ぎだったが、厚生年金保険料が控除されていないので手取り収入が良かったと記憶している。」と証言し、同僚が記憶する別の者は、「帰ってきてから失業保険は受給したが、出稼ぎだったので厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、A株式会社本社では厚生年金基金に加入しているところ、企業年金連合会では、「申立人の厚生年金基金加入記録の有無を確認したが、加入記録は無かった。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月ごろから 32 年 10 月ごろまで

私は、中学校から「福利厚生がしっかりしている会社」として紹介されたA株式会社に、中学校を卒業した直後の昭和 30 年 3 月ごろに入社し、32 年 10 月ごろまで勤務した。在職中は昇給や慰安旅行等もあり、会社の経営は順調だったと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたはずであり、「加入記録は確認できない。」との社会保険事務所（当時）の回答には納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社は、昭和 22 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、28 年 9 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が昭和 30 年 3 月に一緒に入社したと記憶する同僚 7 人のうち、連絡先が判明した 3 人は、当時の厚生年金保険の加入等については記憶しておらず、オンライン記録から、申立人と同様に、自身がA株式会社に勤務していたとする期間について、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、A株式会社を管轄している法務局において、同社に係る法人登記は確認できない上、申立期間の前に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日に被保険者資格を喪失した者のうち、連絡先が判明した者へ照会したが回答は得られず、同社の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控

除等について確認することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、ねんきん特別便が届いて初めて、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険加入記録が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

結婚退職し、昭和 39 年 9 月 \* 日に挙式、二泊三日の新婚旅行に行き、すぐにC都道府県に移り住んだ。退職後は会社とのかかわりが無く、退職金ももらってはいない。同年 12 月 28 日に支給決定されたそうだが、当時は銀行口座への振り込みもなく、どうやって当時の社会保険事務所が支払ったのか分からない。脱退手当金を受給していないと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 12 月 28 日に支給決定がされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。